4011.70		―農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの					［新規］			
	010	――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG						
	090	――その他のもの	NO	KG						
4011.80		―建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの					［新規］			
	010	――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG						
	090	――その他のもの	NO	KG						
4011.90		―その他のもの					―その他のもの			
	010	――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	4011.92		――農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの			
	090	――その他のもの	NO	KG		010	―――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	
						090	―――その他のもの	NO	KG	
					4011.93		――建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの			
						010	―――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	
						090	―――その他のもの	NO	KG	
					4011.94		――建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの			
						010	―――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	
						090	―――その他のもの	NO	KG	
					4011.99		――その他のもの			
						010	―――自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	
						090	―――その他のもの	NO	KG	
40.12 ｛ 40.17		［略］			40.12 ｛ 40.17		［同左］			

［略］

［同左］

［略］

第44類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(p)　［略］

(q)　第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r)　［略］

［同左］

第44類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(p)　［同左］

(q)　第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r)　［同左］